

入札金額の積算根拠となった内訳書の取扱いについて（通知）

入札参加者へ

入札公告又は指名通知が行われた建設工事等について、入札金額の積算根拠となった内訳書が未提出又は不備があるものとして別表各号に該当する入札は、原則として無効とする。

別 表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の建設工事等の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の建設工事等の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

附 則

平成17年4月1日以後の入札公告又は指名通知を行う建設工事等を対象として適用する。